

会社情報適時開示に関する規則の制定について

平成11年 6月23日
名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>・ 改正趣旨</p>	<p>名古屋証券取引所（以下「名証」という。）では、タイムリー・ディスクロージャーの充実を図る観点から、適時・適切な会社情報の開示を上場会社各社に求めているが、その根拠は、昭和49年の名証の要請を拠り所としてきた。</p> <p>しかしながら、その後、インサイダー取引規制が導入されるといった法制度の変化もあり、名証の「会社情報適時開示の手引き」に示した内容に沿ってタイムリー・ディスクロージャーが実施される状況が定着してきつつあるなど、上場会社の適時開示に対する理解は着実に進んできている。加えて証券ビッグバンの本格化により、自己責任原則とその前提となる適時・適切な会社情報の開示の充実が一層強く求められている状況にもあり、適時開示について規則化を図るための環境は整いつつある。</p> <p>そこで、会社情報の適時開示について、以下に掲げるとおり、制度の整備を図ることとする。</p>	<p>・ 現在、上場会社の経営に重大な影響を与える事実等の名証への通告については、「上場有価証券の発行者の通告等に関する規則（以下「通告規則」という。）」等により規定されているが、適時開示については、昭和49年の要請当時において、上場会社の適時開示に対する理解が乏しく、時期尚早として規則化が見送られた経緯がある。</p> <p>・ 欧米の主要な証券取引所においても規則等により適時開示に係る事項を定めている。</p>
<p>・ 改正概要 1. 根拠規定の明確化 (1) 基本原則</p>	<p>・ 上場有価証券の発行者は、上場有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社情報を、適時・適切に開示しなければならないこととする。</p> <p>・ 名証が求める開示の項目・時期・方法等は、最低限のものであり、規則の定めを理由にして、より適時・適切な開示を怠ってはならないこととする。</p>	

<p>(2) 適時開示を必要とする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営に重大な影響を与える事実が発生した場合又は上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項について決定した場合、その他重要な会社情報が生じた場合には、その内容を直ちに開示することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から、「会社情報適時開示の手引き」において明示されている項目や基準をもとに、具体的に定める。
<p>(3) 名証の求めによる適時開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名証が報道等により取得した未開示情報その他の情報について、照会を行った場合には、その照会について正確に回答すること、また、投資者の的確な投資判断のために必要と認めて開示を求めた場合には、その内容を直ちに開示することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から、名証が報道等により取得した未開示情報等については、必要に応じてコメント等の開示を求めている。
<p>(4) 開示内容の訂正、追加、変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に開示した内容に過誤があった場合又は遺漏若しくは変更があった場合は、直ちに訂正又は追加若しくは変更の開示を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から、開示内容の過誤等が生じた場合には訂正等を求めている。
<p>(5) 会社情報公開前の事前説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社情報を公開する場合は、原則として開示する前に、名証にその内容を説明することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から、原則として会社情報の公開の前に通告を行うよう求めている。
<p>(6) 適時開示の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社情報を公開する場合は、T D n e t（適時開示情報伝達システム）への登録により行うこととする。 ・ T D n e t に登録する場合は、その利用を申請する旨その他の名証が必要と認める事項を記載した「会社情報の公開に関する通知書」及び公開資料を提出することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ T D n e t 連携システムへ参加するまでの間は、従来どおりの方法で行うこととする。
<p>(7) 情報取扱責任者の選任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社情報の適時開示に関して、名証との連絡等を行う情報取扱責任者を選任することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から、財務又は広報担当の役員クラスの方を情報取扱責任者として選任するよう求めている。

<p>2. 違反行為等への対応</p> <p>(1) 上場廃止</p> <p>(2) 改善報告書の徴求及び公衆縦覧</p> <p>(3) 改善報告書の不提出等に対する措置</p> <p>(4) 開示注意銘柄の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示に関する規定に違反しかつその影響が重大なものについては、上場廃止とすることとする。 ・ 適時開示に関する規定に違反したと認められる場合には、その経過及び改善措置を記載した改善報告書の提出を求めることができることとする。 ・ 改善報告書の内容が明らかに不十分な場合については、再提出を求めることができることとする。 ・ 提出された改善報告書は、公衆の縦覧に供することとする。 ・ 改善報告書の提出の求めに応じない場合や改善報告書に記載された改善措置が守られないため規則違反を繰り返す場合など、名証が改善の見込みがないと認めた場合には、適時開示に関する規定に違反しかつその影響が重大なものとして、上場廃止にできることとする。 ・ 適時開示に関する規定に基づく名証の適時開示の求めに対して、開示すべき状況であるにもかかわらず開示を速やかに行わない状況にある場合において、当該状況にあることを周知させる必要があると認められるときには、当該開示が行われるまでの間、開示注意銘柄に指定して開示すべき事項が開示されていない旨を名証が公表（記者発表、名証のホームページ、会員通知等）することができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告規則上の改善報告書については、従来は公衆縦覧に供していなかった。 ・ 開示を速やかに行わない状況にあることを周知させる必要があると認められる場合とは、経営に重大な影響を与える事実が発生した場合又は上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項について決定した場合、その他重要な会社情報が生じた場合（上記 1.(2)に該当している場合）、投資判断に重大な影響を与えることが明らかな内容（上場の維
--	--	---

		<p>持や企業の存続性に係る情報等)の不明確な情報が生じている場合、上場有価証券の値段に相当の変動(注)が生じており、当該価格変動と関連性の高い不明確な情報が生じている場合、のいずれかに該当する場合で、当日中に適時開示に応じないと認められるときをいう。</p> <p>(注)制限値幅に対して50%程度又は基準値段に対して10%程度の変動を目安に、全般的市況、銘柄の特性等を考慮して判断する。</p>
--	--	---

以 上